

申請・届出の作成要領

申請等の名称 様式・根拠法令	申請・届出等 の事由	添付書類	備 考
病院開設許可 申請書 第1号様式 法7-1 規則1の14-1	病院を開設し ようとする場 合	1 医療従事者関係 (1) 医療従事者充足状況(保健所で作成) (2) 診療に従事する医師又は歯科医師名簿・免許証・勤務割表(開設予定月分)等 (3) 医療従事者名簿・免許証・勤務割表等 2 入院患者に関する資料(予定) 3 外来患者に関する資料(予定) 4 調剤数に関する資料(予定) 5 定款、寄附行為又は条例の写し、法人の登記事項証明書(申請者が法人等の場合) 6 洗濯施設関係(委託する場合) (1) 委託契約書の写し (2) 委託できない洗濯物の処理計画 7 給食施設関係(委託をする場合) 委託契約書の写し 8 医療法施行規則第1条の14第2項に該当する場合は、同項に規定する書類(汚水に関する資料) 9 敷地面積関係書類 (1) 敷地面積表 (2) 所在地 (3) 求積図 (4) ①土地(建物)の登記事項証明書 ②土地(建物)の賃貸借契約書の写し(賃借の場合、②が必要) 10 建築面積関係書類 (1) 棟別・階別床面積表 (2) 求積図 11 図面 (1) 位置図(敷地周辺の見取図を含む) (2) 配置図(敷地内に存する全建構築物) (3) 平面図(1/100又は1/200) (4) 立面図(地高差のある場合) (5) エックス線診療放射線防護図(平面図及び立面図。縮尺50分の1。壁及び鉛の厚さを記入)及びしゃへい計算書	1の(2)・(3) 「医療従事者関係添付資料」を参照 ただし、開設許可から開設までに相当の期間があるなど、採用予定者が決まっていない場合には開設届時に添付すること。 2～4 開設後1年間の予定を添付すること。 5 変更の申請中である場合は、後日提出する旨の確約書及び改正案を添付すること。 11の(3) 敷地内に存する全ての建構築物の各階平面図に全ての部屋名(用途)及び面積を記入するとともに、病室には病室番号、病床種別及び入院定員を記入すること。 なお、縮尺は左記を原則とするが、審査可能であれば他の縮尺でも差し支えない。 ※ 法人化、事業承継、移転等であっても、当該許可申請が必要。その際、9～11については、省略可能であるが、できるだけ提出を求めること。(しゃへい計算書については、放射線測定結果書で可)
個人開設以外 診療所開設許可 申請書 第2号様式 歯科診療所開設 許可申請書 第3号様式 法7-1 規則1の14-1	医師又は歯科 医師でないもの が診療所又は 歯科診療所を 開設しようとする 場合	1 医療従事者関係 (1) 医療従事者充足状況(保健所で作成) (2) 診療に従事する医師又は歯科医師名簿・免許証・勤務割表(開設予定月分)等 (3) 医療従事者名簿・免許証・勤務割表等 2 入院患者に関する資料(予定) 3 定款、寄附行為又は条例の写し、法人の登記事項証明書(申請者が法人等の場合) 4 敷地面積関係書類 5 建築面積関係書類 6 図面	1の(1)、(2)・(3)の勤務割表及び2は療養病床を有する場合のみ必要 2～6 病院開設許可申請書と同じ ※ 法人化、事業承継、移転等であっても、当該許可申請が必要。その際、4～6については、省略可能であるが、できるだけ提出を求めること。(しゃへい計算書については、放射線測定結果書で可) ※ 病床を設置しようとする場合は、別途病床設置許可申請が必要
個人開設 診療所・歯科 診療所開設届 第7号様式 法8 規則4	医師又は歯科 医師が診療所 (歯科診療所) を開設した場 合	1 医療従事者関係 (1) 診療に従事する医師又は歯科医師 (2) 医療従事者名簿・免許証等 2 敷地面積関係書類 3 建築面積関係書類 4 図面	2～4 病院開設許可申請書と同じ ※ 病床を設置しようとする場合は、別途病床設置許可申請が必要

※ 医療従事者関係添付資料

職種	添付資料	備考
医師・歯科医師	免許証の写し・臨床研修等修了登録証の写し・履歴書・勤務表	臨床研修等修了登録証の写しは管理者のみ必要 勤務表は病院及び療養病床を有する診療所のみ必要
薬剤師	免許証の写し・勤務表	勤務表は病院及び療養病床を有する診療所のみ必要
看護師・准看護師	免許証の写し・勤務表	
栄養士	免許証の写し・勤務表	療養病床を有する場合のみ必要
看護補助者	履歴書・勤務表	

申請等の名称 様式・根拠法令	申請・届出等 の事由	添付書類	備 考	
病院・診療所・ 歯科診療所・助 産所開設届 第6号様式 令4の2-1 規則3	病院を開設した場 合 医師等でない者が 診療所を開設した 場合	開設許可申請時に添付した医療従事者名 簿に変更がある場合は、変更後の医療従事 者名簿と未添付分の免許証の写し、履歴書 等	※ 開設許可を受けて開設した 場合	
病院・診療所・ 歯科診療所・助 産所使用（一部 変更使用）許可 申請書 第21号様式 法27・規則23	病院又は有床診療 所が、開設・構造 設備の変更によ り、その構造設備 の使用検査を受け ようとする場合	書類による検査のみの場合（自主検査を 選択した場合は、検査結果の届出書	※ 検査の対象等は平成13年3 月30日付け医保第892号保健 福祉部長通知参照	
病院・診療所・ 歯科診療所・助 産所開設許可事 項一部変更許可 申請書 第5号様式 法7-2 則1の14-3	1 開設者が医師又は歯科医師以外の者であるときに、 開設の目的又は維持の方法を変更しようとする場合	不要		
	2 医師、歯科医 師、薬剤師、看 護婦その他の従 事者の定員を変 更しようとする 場合	1 医療従事者関係 (1) 診療に従事する医師又は歯科医師名 簿 (2) 医療従事者名簿・免許証等	※ 定員増の場合のみ、免許証 ・臨床研修等修了登録証の写 しを添付する。	
	3 敷地の面積を 変更しようとし る場合	1 敷地面積の変更（別紙4） 2 敷地面積関係書類	2 病院開設許可申請書と同じ 土地所在図は変更後の敷地 境界線を赤枠で、変更部分を 青枠で表示すること。	
	4 建物の構造概 要を変更しよう とする場合 (別紙を添付)	1 建物床面積の変更又は用途変更（別紙 1・3） 2 建築面積関係書類 3 新旧図面	※ 同一敷地内に建て替える場 合は、病院開設許可申請書第 1号様式その3及び添付資料 6～11を添付すること。 2・3 病院開設許可申請書と同じ 旧図面は変更箇所を、新図 面は敷地内に存する全建構築 物分を添付すること。 新旧の図面には各室の用途 を示し、変更部分分かるよ うに明示すること。	
	5 病院は、法第 21条第1項第2 号から第8号ま で及び第10号か ら第12号までに 掲げる施設の構 造概要を変更し ようとする場合	1 新旧図面 2 変更内容が 分かる資料	※ 法第21条第1項 2 各科専門の診察室 3 手術室 4 処置室 5 臨床検査施設 6 エックス線装置 7 調剤所 8 給食施設 10～12（略）	2 旧図面は変更箇所を、新図 面は敷地内に存する全建構築 物分を添付すること。 新旧の図面には各室の用途 を示し、変更部分分かるよ うに明示すること。
	6 歯科診療所 で、歯科技工室 の構造設備の概 要を変更しよう とする場合	1 新旧図面 2 変更内容が分かる資料		2 旧図面は変更箇所を、新図 面は敷地内に存する全建構築 物分を添付すること。 新旧の図面には各室の用途 を示し、変更部分分かるよ うに明示すること。
	7 病床数及び病 床の種別ごとの 病床数並びに各 病室の病床数を 変更しようとし る場合	1 病床種別及び病室・病床数の変更（別 紙2） 2 医療従事者関係 (1) 医療従事者充足状況（保健所で作成） (2) 診療に従事する医師又は歯科医師名 簿・免許証・勤務割表（申請前月及び 変更月予定分）等 (3) 医療従事者名簿・免許証・勤務割表 等 3 入院患者に関する資料（実績・予定） 4 外来患者に関する資料（実績・予定） 5 調剤数に関する資料（実績・予定） 6 病室の構造概要（別表） 7 新旧図面		2 基本的には、病院開設許可 申請書と同じであるが、勤務 表が必要なものについては、 申請前1～3か月間の実績と 変更月の予定を添付するこ と。 病院は、毎年立入検査をの 際に確認できることから、免 許証の写し・臨床研修等修了 登録証の写し・履歴書の添付 は不要。 2～5 療養病床を有しなくなる診 療所は不要（4～5 診療所 は不要） 3～5 申請前1年間の実績と開設後1年間の予定を添付すること。 7 旧図面は変更箇所を、新図面は敷地内に存する全建構築物分を添付す ること。新旧の図面には各室の用途を示し、変更部分分かるように明示 すること。

申請等の名称 様式・根拠法令	申請・届出等 の事由	添付書類	備 考
個人開設以外 開設者の住所等 変更届 第9号様式 令4-1 規則1の14-4	1 開設者が、その住所 又は氏名（法人の場合 は、その名称又は主た る事務所の所在地）を 変更した場合	定款、寄附行為又は条例の写し、 法人の登記事項証明書（申請者が法 人等の場合）	※ 建物の異動がなく、地番等 が変更された場合は、第9号 様式に所在市町村の所在地変 更通知書を添付の上、提出を 求めること。（任意）
	2 名称を変更した場合	定款、寄附行為又は条例の写し、 法人の登記事項証明書（申請者が法 人等の場合）	
	3 診療科目を変更した 場合	診療に従事する医師又は歯科医師 名簿 ※ 麻酔科を標榜する場合は、標榜 許可書の写し	
	4 (1) 開設者が医師等で あって、現に病院又 は診療所を数箇所管 理している場合それ を変更した時 (2) 開設者が医師等で あって、他の病院に 勤務している場合そ れを変更した時	不要	
	5 病院又は有床診療所 については、病室の病 床数を減少させた場合	病床種別及び病室・病床数の変更 （別紙2）	
	6 開設者が法人である 場合、定款、寄附行為 又は条例を変更した時	変更後の定款、寄附行為又は条例 の写し	
個人開設以外 開設届出事項一 部変更届 第11号様式 令4の2-2 規則3-2	管理者がその住所又は氏 名を変更した場合	1 氏名を変更した場合は、免許証 ・臨床研修等修了登録証の写し及 び履歴書 2 医療法人の場合は、理事に就任 していることがわかる書類	
個人開設 開設届出事項一 部変更届 第10号様式 令4-3 規則4	1 開設者が、その住所 又は氏名を変更した場 合	不要	※ 個人開設の場合、開設者の 変更は、廃止及び新規開設の 手続となる。
	2 名称を変更した場合		
	3 開設者が数箇所管理 し、又は病院等に勤務 している場合にそれを 変更した時		
	4 開設者が数箇所開設 している場合それを 変更した時		
	5 診療科目を変更した 場合	診療に従事する医師又は歯科医師 名簿 ※ 麻酔科を標榜する場合は、標榜 許可書の写し	
	6 医師、歯科医師、薬 剤師、看護師等の定員 を変更した場合	1 医療従事者関係 (1) 診療に従事する医師又は歯科 医師名簿 (2) 医療従事者名簿・免許証等	※ 定員増の場合のみ、免許証 ・臨床研修等修了登録証の写 しを添付する。
	7 敷地面積を変更した 場合	1 敷地面積の変更（別紙4） 2 敷地面積関係書類	2 病院等開設許可事項一部変 更許可申請書と同じ。
	8 建物の構造概要を 変更した場合	1 建物床面積の変更又は用途変更 （別紙1・3） 2 建築面積関係書類 3 新旧図面 ※ 同一敷地内に建て替える場合 は、診療所・歯科診療所開設届第 7号様式その2及び添付資料2～ 4を添付すること。	2・3 病院等開設許可事項一部変 更許可申請書と同じ。

申請等の名称 様式・根拠法令	申請・届出等 の事由	添付書類	備 考
	9 歯科診療所で、歯科 技工室の構造設備の概 要を変更した場合	新旧図面	病院等開設許可事項一部変更 許可申請書と同じ。
	10 有床診療所について は、病室数・病床数 を変更した場合（病室ご との病床数の変更を含 む）	1 病床種別及び病室・病床数の変 更（別紙2） 2 病室の構造概要（別表） 3 新旧図面	2・3 増床の場合のみ添付 3 病院等開設許可事項一部変 更許可申請書と同じ。
	11 管理者がその住所又 は氏名を変更した場合	不要	
	12 診療に従事する医師 若しくは歯科医師の氏 名、担当診療科名、診 療日又は診療時間を変 更した場合	1 診療に従事する医師又は歯科医 師 2 新たに従事する医師等の免許証 ・臨床研修等修了登録証の写・履 歴書	
	13 薬剤師が勤務する とき、その氏名を変 更した場合	薬剤師の免許証の写し	
休止届 第13号様式 法8の2-2	病院等を休止した場合	不要	※ 正当の理由なしに1年を超 えた休止は不可
再開届 第14号様式 法8の2-2	病院等を再開した場合	不要	
廃止届 第14号様式の2 法9-1	病院等を廃止した場合	不要	
死亡・失踪届 第15号様式 法9-2 届出義務者 戸籍法87	開設者が死亡又は失踪宣 告を受けた場合	1 開設者の死亡等を証する書（死 亡診断書、戸籍の除籍抄本等） 2 開設者との続柄を記載した届出 人の戸籍抄本	※ 個人開設の場合、開設者死 亡等による病院・診療所の廃 止は、上記「廃止届」ではな くこの届による。 ※ 届出人は、戸籍法上の届出 義務者とする。 ※ 厚生労働大臣に対する免許 証の返納届も同時に提出させ ること（令7ほか）。
他の者に管理さ せる許可申請書 第16号様式 法12-1 規則8	医師又は歯科医師が開設 した病院又は診療所を他 の者に管理させようとな る場合	1 管理者にしようとする者の免許 証・臨床研修等修了登録証の写 し、履歴書、保険医登録票の写し 2 管理者にしようとする者の承諾 書 3 入院の場合は、診断書の写し	
2箇所以上管理 許可申請書 第17号様式 法12-2 規則9	現に病院又は診療所を管 理する医師又は歯科医師 が他の病院・診療所を管 理しようとする場合	1 管理者の免許証の写し、履歴書 2 管理者にしようとする者の承諾 書 3 現に管理している病院等の開設 者が管理者と異なる場合は、その 開設者の承諾書 4 各医療機関の診療時間がわかる 書面 5 地図	※ 新たに管理しようとする診 療所等の開設者が申請するこ と。 ※ 管理者が変更となる場合 は、新たな許可申請を要する。 事前申請となることから、変 更について現に管理している 病院等の開設者の確約書を添 付させること。
宿直医師免除許 可申請書 第19号様式 法16	宿直医師を置かない場合	病院に勤務する医師がその病院に 隣接した場所（原則的には同一敷地 内）に居住することを証明できる書 類	
病院・診療所専 属薬剤師設置免 除許可申請書 第20号様式 法18 規則7	設置義務のある専属の薬 剤師を置かない場合	専属の薬剤師を置かないことによ る理由を証明する書類	※ 許可の判断に当たっては、 「専属の薬剤師を置かないこ との許可について」（P25～ P28）参照

申請等の名称 様式・根拠法令	申請・届出等 の事由	添付書類	備 考
診療用エックス線装置備付届 第31号様式 法15-3 規則24の2	定格出力の管電圧が10キロボルト以上の診療用エックス線装置を備え付けた場合又は追加した時	1 エックス線診療室の平面図及び側面図 (1/100以上) 2 エックス線診療室図(1/50) 3 漏えい放射線測定結果報告書	※ 法人化, 事業承継, 移転等であっても, 当該許可申請が必要。 ※ 隣接室名, 上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記すること。 ※ エックス線管の位置及び照射方向等を明記すること。 ※ 測定に使用した線量計の名称等を付記すること。 ※ 1 及び 2 の図面には, 管理区域を明示すること。また, 様式の欄外に備付年月日を明示すること。
診療用エックス線装置変更届 第37号様式 法15-3 規則24 規則29	定格出力の管電圧が10キロボルト以上の診療用エックス線装置を更新した場合 (従来のものを廃止し新しいものを備付けた場合)	1 エックス線診療室図(1/50) 2 放射線測定結果書	※ エックス線管の位置及び照射方向等を明記すること。 ※ 測定に使用した線量計の名称等を付記すること。 ※ 1 の図面には, 管理区域を明示すること。また様式の欄外に備付年月日を明示すること。
診療用エックス線装置廃止届 第42号様式 法15-3 規則29-2	定格出力の管電圧が10キロボルト以上の診療用エックス線装置を備えなくなった場合	不要	※ 病院等の廃止の届け出をした場合は不要。
診療所病床設置許可申請書 第 5 号様式の 2 法7-3 規則1の14-5	診療所に病床を設置しようとする場合	1 医療従事者関係 (1) 医療従事者充足状況 (保健所で作成) (2) 診療に従事する医師又は歯科医師名簿・免許証・勤務割表 (開設予定月分) 等 (3) 医療従事者名簿・免許証・勤務割表等 2 入院患者に関する資料 (予定) 3 病室の構造概要 (別表) 4 図面	1 の(1), (2)・(3)の勤務割表及び 2 療養病床を有する場合のみ必要。 2 開設後 1 年間の予定を添付すること。
診療所病床設置許可事項一部変更許可申請書 第 5 号様式の 3 同上	診療所の病床設置許可事項を変更しようとする場合	1 病床種別及び病室・病床数の変更 (別紙 2) 2 医療従事者関係 (1) 医療従事者充足状況 (保健所で作成) (2) 診療に従事する医師又は歯科医師名簿・免許証・勤務割表 (申請前月及び変更月予定分) 等 (3) 医療従事者名簿・免許証・勤務割表等 3 入院患者に関する資料 (実績・予定) 4 病室の構造概要 (別表) 5 新旧図面	2 の(1), (2)・(3)の勤務割表及び 3 療養病床を有する場合のみ必要。 基本的には, 病院開設許可申請書と同じであるが, 勤務表が必要なものについては, 申請前 1 ~ 3 か月間の実績と変更月の予定を添付すること。 3・4 申請前 1 年間の実績と開設後 1 年間の予定を添付すること。 5 病院等開設許可事項一部変更許可申請書と同じ。
診療所病床設置許可事項一部変更届 第 9 号様式の 2 法7-3 規則1の14-7	単に病室の病床数を減少させようとする場合又は一般病床に係る病室の病床数を変更した場合	1 病床種別及び病室・病床数の変更 (別紙 2) 2 病室の構造概要 (別表) 3 新旧図面	3 病院等開設許可事項一部変更許可申請書と同じ。